

遺伝子情報特許における利益配分の倫理 —所有観念にもとづく考察—

西田晃一

Abstract

The purpose of this paper is to consider two types of property in genetic information in terms of property theory, and valid profit distribution related to genetic information in terms of profit for owners. Two types of property are identity and possessions. While identity is irreplaceable, possessions are replaceable. In considering property of genetic information, I think that this distinction is important. In addition, genetic information has an aspect of common property of mankind. In conclusion, I think that valid profit distribution should be based on the idea of 'sharing of benefit'.

I. はじめに

2003年4月14日、日米英仏独中の6カ国首脳がヒトゲノムの構造解析終了を宣言した。ヒトゲノムの塩基配列情報はほぼすべて解明され、それ以降は機能解析（遺伝子情報解析）が研究の中心テーマとなっている。遺伝子情報は創薬を通じたオーダーメイド医療へとつながり、患者の負担軽減などによる医療の向上や製薬企業の研究開発と強い結びつきを有する。

さらに、企業活動が国家経済に影響を与えることから、遺伝子情報は各国の産業競争力にも強い結びつきを有する。国家が遺伝子情報関連ビジネスを支援する動きとして、アイスランド、イギリス、日本の事例を

挙げることができる。アイスランドでは全国民を対象とした遺伝子バンクがすでに実施されており、イギリスでは 50 万人規模のバイオバンクプロジェクトが計画されている。日本でも 30 万人を対象にした遺伝子バンクのプロジェクトが行われている。

遺伝子情報の扱いについてはこれまで様々なテーマが提起されてきた。例えば、遺伝子情報をどのような種類の情報として捉えるのか、遺伝子カウンセリング、遺伝子診断、遺伝子プライバシー、遺伝子差別、遺伝子特許、遺伝子治療などである¹。それぞれ重要な問題であるが、本論では遺伝子情報特許に焦点を絞って考察したい。

遺伝子情報特許は主に製薬企業などの研究開発行為によって明らかにされた知見を権利化したものであり、それを創薬などにつなげることで利益を得ることができるものである。しかし、そこには必ずその素材を提供する者が想定され、その意味で研究開発者のみでは成立しえない権利であるといえる。したがって、遺伝子情報特許から生じる利益について、研究開発者はもちろんの事、研究素材を提供した者も配分を要求する資格をもちうると考えることができる。

さらに、各国内での貧困層や途上国など、医療へのアクセスが困難な人々にも遺伝子情報特許に関連する利益配分を考慮する必要がある。なぜなら、遺伝子情報特許はゲノム情報をはじめとして、個体に関する情報のみではなく全体に関する情報が不可欠なのであり、その意味で遺伝子情報は人類共通の財産という側面があるからである。その意味で、遺伝子情報特許に関わる問題で重要な点は「利益の共有 (Sharing of benefit)」であると考えられる。2003 年 10 月 16 日の第 32 回ユネスコ総会において採択された「ヒト遺伝データに関する国際宣言 (INTERNATIONAL DECLARATION ON HUMAN GENETIC DATA)」の第 19 条は「利益の共有」に言及しており、人類共通の財産という側面に私たちが目を向けるべきであることを示唆している²。

本研究が最終目標とするのは政策につながりうる具体的な提言であるが、本論ではその第一歩として、所有論の観点から遺伝子情報の二つの

所有形態について考察し、さらに所有主体の利益という観点から、遺伝子情報に関わる利益配分の根拠について考察することを目的とする。

本論の構成として、Ⅱで遺伝子情報特許の現状についてまとめ、Ⅲで情報を所有するとはいかなることかについて考察する。それらを踏まえた上で、Ⅳでは一つの事例について検討し、利益配分の根拠について考察を行う。それではまず、遺伝子情報特許の現状について見てみよう。

Ⅱ. 日本の特許法制度と遺伝子情報特許の現状

(1) 日本の特許法制度

遺伝子情報特許について考えるためにまず、特許法について概観する。元特許庁審判長の青山紘一氏によれば、特許法制度とは「知的財産（無体財産）の保護・利用を図る知的財産法（無体財産法）の中核をなす法制度」³である。我が国の知的財産基本法（2002年12月27日成立）によれば、知的財産と知的財産権は以下のように規定されている。

「第2条 この法律で『知的財産』とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で『知的財産権』とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」⁴

つまり、特許法は知的財産法の体系に位置づけられ、特許権は知的財産権の一つであるといえる。

次に、特許法の規定を見てみよう。特許法の「第一章 総則」のうち、第一条には特許法制定の目的が述べられ、第二条では「発明」の定義が

述べられている。まずは第一条を引用する。

「第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」⁵

この条文からも分かる通り、特許法の本来の目的は「産業の発達」であり、「発明者（自然人）の研究開発に対するインセンティブを高める」ことである⁶。次に、第二条を引用する。

「第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」⁷

この規定にはさらに多くの制限が付加されているが、その中でも三つの付加制限が紹介されることが多いため、ここではそれらのみを見ておこう。

- ①産業上の利用性（特許法 29 条）
- ②発明の新規性（特許法 29 条 1 項）
- ③発明の進歩性（特許法 29 条 2 項）

①はよいとして、②と③については簡潔に説明しておく必要があるだろう。「新規性」とは「出願前に公然と知られていないものでなければならず」、「進歩性」とは「今までに知られている発明と比べて何らかの技術的進歩があるものでなければならない」⁸。

これらの規定によって保護される特許権は、権利者が独占的に（すなわち排他的に）実施できる権利とされ、人類の進歩を示すものであると同時に、権利者に多大な富をもたらす可能性を有するものでもある。ここまでの議論を踏まえて次に、遺伝子情報特許を概観してみよう。

(2) 遺伝子情報特許の現状

本論の考察対象である「遺伝子情報」特許は、元々は「特定の塩基配列を持つポリヌクレオチド」という「化学物質」に対して与えられてきた。しかし、すでに 2001 年当時において、物質特許としての遺伝子特許は終焉を迎える可能性が指摘されていた。たとえば、政策研究大学院大学の隅藏康一氏は以下の二つの理由を挙げている⁹。

一つは、イン・シリコでの研究の活発化にともなって塩基配列などの情報自体を保護するためのクレーム戦略が模索されていることである。ここでの重要なポイントは、これまでの遺伝子情報特許が物質特許であったとは言え、実際に重要なのはその特定の塩基配列であることを権利の対象として明確化しようとしている点である。

そしてもう一つの理由は、ゲノム解読とそれに続く遺伝子探索の進展にともなって生じる先行技術の水準の変化である。ここでの重要な点は、塩基配列情報はもともと有限なものであり、2003 年 4 月のヒトゲノム構造解析終了の宣言によって、それが現実に果たされてしまったということである。

実際に、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が所管する「特許電子図書館(IPDL)」を利用し、検索を行った¹⁰。具体的には、上記図書館の「初心者向け検索」の中の「特許・実用新案を検索する」メニューを選択し、「遺伝」で検索する。そうすると検索結果数が多いため、「詳細設定」機能を活用し、「技術用語」欄に「遺伝」と入力して、検索期間設定で 2009 年の 12 月 1 日から 31 日と指定して検索した場合、238 件が検索結果として表示される。それらの結果を参照する限り、「特定の塩基配列を持つポリヌクレオチド」という出願はすでに見られない。現在の主な出願形態は、DNA 塩基配列の解析装置や遺伝子の機能情報にもとづく診断方法や組成物など、ビジネスへつなげることを目的とした形態での出願となっている。

本論では、塩基配列情報それ自体と、塩基配列情報と機能性情報をもとにビジネスにつながる形態を取る特許も議論の対象とする。それでは

まず、本論での重要な概念である「情報」概念について検討することから始めよう。

Ⅲ. 「情報」概念と遺伝子情報

(1) 「情報」概念の検討

情報という言葉は多義的に用いられることが多く、情報という言葉を定義しようという試みはあるものの、決定的な定義というものはいまだ存在していないように思われる。そこで本論では、吉田民人の情報概念を参考に遺伝子情報をどのようなものとして捉えることができるのかについて考えてみたい。吉田の情報概念は、①最広義の情報、②広義の情報、③狭義の情報、④最狭義の情報の四つに分類される。

まず①最広義の情報について見てみよう。最広義の情報概念は「物質 - エネルギー一般の存在と不可分のものと了解された情報現象」であり、「物質 - エネルギーの時間的 - 空間的、定性的 - 定量的なパタン」¹¹と定義される。吉田によれば、「パタン」とは『秩序 - 無秩序』の視角からとらえられた物質 - エネルギーの属性」であり、「物質 - エネルギーの存在は一定の時空的・量質的パタンにおける存在でしかありえない」ことから、「物質 - エネルギーの存在するところ、かならず存在する」とされる¹²。この世界に生じるすべての現象は、時間や空間、性質や分量などの諸条件によって捉えられるのであり、その意味ですべての現象は何らかの基準ないし枠組みにおいて捉えることのできるものである。

吉田はまた、「パタン」を『差異』概念にまで還元し、『パタン』を『相互に差異化された<差異の集合>』と規定することもできる¹³と述べている。物質であれエネルギーであれ、時間や空間、性質や分量によって条件づけられ、様々な時間、空間、性質、分量によって特定される。その意味で、物質やエネルギーは相互に差異化されることになる。

次に②広義の情報について見てみよう。広義の情報概念は「生命の登場以後の自然に特徴的な『システムの自己組織能力』と不可分のものと了解された情報現象」であり、「意味をもつ記号の集合」¹⁴と定義される。

吉田はその代表的事例として DNA を挙げ、DNA の登場による世界観の転換について、「設計図のない自然から、設計図のある自然への転換」¹⁵と述べている。

さらに、吉田は「設計図のない自然」を「無生命的自然」、「設計図のある自然」を「生命的自然」と呼び、無生命的自然における「パタン」一般が、生命的自然においては「表示パタンと被表示パタン」、「制御パタン」と「被制御パタン」、「記号パタン」と「意味パタン」に分化すると述べている。A、T、G、C という四つの塩基の配列によって個別の生物が生成・維持され、やがては死を迎えるプロセスを考えるなら、最広義の情報概念とは異なる情報概念によって捉えられることが分かる。

では、③狭義の情報とはどんな概念であろうか。狭義の情報概念は「人間個体と人間社会に独自のものと了解された情報現象」であり、「『意味をもつシンボル記号の集合』を中核とした『意味現象』一般」¹⁶と定義される。この概念については、私たちの日常における言葉によるコミュニケーションを想像すれば分かりやすいだろう。言葉はそれぞれ意味をもっており、意味体系を前提として私たちのコミュニケーションは成立している。

そして最後に④最狭義の情報について見てみよう。最狭義の情報概念は、「自然言語にみられる情報概念」であり、「狭義の情報概念に更に一定の限定を加えたもの」¹⁷と定義される。限定には様々なものが考えられるが、吉田は狭義の情報概念と最狭義の情報概念について次のような例を挙げている¹⁸。

i) 認知情報

- ・単用的な認知情報 例) ニュース
- ・耐用的な認知情報 例) 知識

ii) 評価情報

- ・単用的な評価情報 例) 意見
- ・耐用的な評価情報 例) 価値観

iii) 指令情報

- ・ 単用的な指令情報 例) 命令
- ・ 耐用的な指令情報 例) 規範

上記の情報概念はすべて狭義の情報概念に含まれる。その中で、「認知情報」に限定すれば、i) の情報概念が最狭義の情報概念と見なしようと吉田は説明する。

以上、吉田による四つの「情報」概念について概観してきたが、次にそれらの「情報」概念の中で、本論で考察の対象とする遺伝子情報をどのように位置づけることができるかについて考えてみよう。

(2) 遺伝子情報の位置づけ

特許の対象となっている遺伝子情報とは、以前は DNA の塩基配列情報 (A、T、G、C の記号配列情報) であったが、現在は主に、ある特定の塩基配列から生じる機能の情報である。塩基配列情報は私たちが使用している自然言語の記号を用いて単純に表示したものであるのに対し、機能情報はそれらの塩基配列情報の中である特定の配列がある特定の機能を有することを示す情報である。これらの情報は、本来は生物の生死を司る現象であったものを科学的手法によって対象化し顕在化させ、利用の対象として析出したものであると考えることができる。塩基配列情報も機能情報とともに、吉田の情報概念では「③狭義の情報」概念と「④最狭義の情報 (における耐用的認知情報)」概念に位置づけることができる。それに対し、遺伝子情報は本来、顕在化されないかたちで生命現象の中に存在する情報であり、その意味では「②広義の情報」概念で捉える対象となる。

ここで重要なのは、「②広義の情報」概念と「③狭義の情報」概念の間にある相違点である。その相違点とは、人間の認識の対象となる情報であるか否かである。「②広義の情報」はヒトにとって潜在的なものであり、生命現象そのものであると考えることができる。それに対し、「③狭義の

情報」は顕在化され、対象化されたものであり、ヒトにとって利用の対象となるものである。次節の(2)では遺伝子情報に関する二つの所有観について述べるが、実はそれら二つの所有観と、ここで確認した「②広義の情報」と「③狭義の情報」の区別が密接な関連を有している。その前にまず、「所有」とはいかなることであるかについて、特に近代以降に限定した考察から始めることにしよう。

IV. 所有の観念と遺伝子情報特許

(1) 所有の観念—私的所有の原理—

所有の観点から遺伝子情報特許について考察する前に、まずは所有の観念について考察してみたい。立岩真也は『私的所有論』において所有について検討しているが、そこで問題となっているのは所有に関する近代的な規範とそれを導き出す論理である。現代社会は近代社会の延長線上に構築された社会であり、その根底において近代社会を特徴付ける思考の枠組みを継承していると考えられるなら、立岩が検討の対象として近代的な規範とそれを導き出す論理を検討対象としたことは妥当である。そこで、ここでは私的所有の規範と論理について考察する。

立岩によれば、私的所有の原理について以下の三つの特徴が指摘できる¹⁹。

- ①個人単位に財に対する権利が配分されること。
- ②配分されたものについて独占的で自由な処分が認められること。
- ③その権利は、ある者が実際にあるものを所持している、利用しているといった具体性から離れていること。

これらの特徴の前提となっている事柄は以下の二点であると考えられる。

- i) 私的所有の原理における出発点は、各人の身体は各人のものであるという原理である。

ii) 各人が私的に所有するものは、各人が排他的に所有でき、かつ、その用途について排他的に決定できる。

まず i) について考えてみたい。i) のような考え方は、労働所有論として定式化されている。鷺田清一による労働所有論のまとめを見てみよう。

「ある物は本来それを製作した者に帰属するのだが、物がそれを製作した者のものであるのは、それを作りだした労働が労働した者のものだからであり、さらにその労働が労働者自身のものであるのは、労働する各人の身が各人のものだからだという考え方である。つまり所有権の根拠は、最終的に、自己の自己所有権、身体の自己所有権(self-ownership)に求められるというわけだ。」²⁰

ここで重要な点は、自己（身体）の自己所有権を通して各個人が尊重されているという事である。各人が不可侵な価値（尊厳）をもち、相互にそれを尊重し合うという事が、近代と近代以前とを分かつ思考の枠組みであると考えられている。この延長に、各人の労働による成果を各人が自分のものにするという論理が成立するわけである。

この点は、「所有」を示す仏語・英語の単語の意味にも示されているように思われる。鷺田によれば、プロプリエテ(仏語 **propriété**、英語 **property**)には相反する二つの意味がある。一つは「所有」²¹であり、もう一つは「固有」である。前者は他人への譲渡や交換可能なものであるのに対し、後者は譲渡不能な特性(かけがえのなさ)を示すものである。

「固有」と「所有」が同じ単語の意味としてあることについて、私たちはもっと目を向けるべきではなかろうか。

以上、本稿では私的所有の原理について考察してきたが、次項では所有の対象に着目し、有体物の所有と無体物の所有の相違点について確認する。さらに、無体物における遺伝子情報の特殊性について、「固有」と

「所有」の観点から考えてみたい。

(2) 遺伝子情報を所有するとはいかなることか

有体物は物理的の本体を持ち、排他的占有を必要とする。それに対し、無体物は物理的の本体を持たず、本来排他的占有を必要としない。無体物の代表的なものとして知や情報を挙げることができるが、水谷雅彦によれば、それらは「誰もが他者と競合することなく消費しうる」財であり、その性質から、一般的に知や情報は公共財と見なされる²²。つまり、情報は排他的に占有する必要の無い財なのである。

しかし、知や情報はその性質上「公共財になりうる」のであって、「公共財である」のではない。著作権や企業の研究開発に関わる秘密情報などの事例を考えればすぐに分かる。そこで考えるべきことは、本来の性質として他者と競合する必要がなく消費しうるものに排他的な所有権を与える場合、その根拠は何かということである。本稿で対象とするのは遺伝子情報特許であるため、以下では遺伝子情報の所有に限定して検討する。

前項における「固有」と「所有」の議論を参考にすると、以下のように説明することができる。排他的な所有権を与えられる、つまり特許を与えられるのは「所有」の次元で考えられる遺伝子情報である。それは、A、T、G、C という四つの記号配列によって示される情報、あるいは、ある特定部分の配列がある特定機能を有することを示す情報、さらにはそれらの情報をもとにした創薬などの情報である。しかし、遺伝子情報には「固有」の次元で考えることのできる側面がある。「固有」の次元で考えられる遺伝子情報とは、各個体を生成し維持するという生命現象としての遺伝子情報である。この点について、次の事例を想定してみよう。

私が私の遺伝子情報を知るために遺伝子検査を受けるとする。私の遺伝子情報を明らかにするためには二つの行為が要請される。一つは、私が自分の身体の一部を提供する、すなわち情報解析の試料を提供する、という行為である。もう一つは、バイオ関連企業が科学的方法を用いて

その試料を解析し、解析の結果として私の塩基配列情報とその機能性を明らかにする、という行為である。

前者は、私が私のものである身体の一部を試料として提供する行為である。試料の中には私の塩基配列情報が潜在的な形で含まれている。それに対して後者は、最終的な経済的利益の取得を目的とした企業活動として行われ、A、T、G、Cの四つの記号配列情報として顕在化させ、その配列からすでに分かっている遺伝子機能情報を示す配列を見つけ、機能を推定する。そこで、前者を潜在的情報、後者を顕在化された情報と呼ぶことにしよう。

潜在的情報は意識されることのないまま、私を絶えず作り続け維持している。つまり、潜在的情報は私の固有性（存在）と不可分な関係にある。それに対し、顕在化された情報は、ある特定の疾患に対する罹患率（脆弱性）や薬の副作用や効果の有無などを判別する目的のもとに抽出される情報であり、その情報は創薬や診断につながることで経済的利益を生じるものでもある。

この事について、情報を所有する主体という観点から捉えなおしてみよう。「固有」の次元で捉えられる遺伝子情報は、その遺伝子情報を有する個体そのものの基礎であると考えることができる。つまり、遺伝子情報を所有する主体は、その遺伝子情報によって個体としての生存が成り立っているのであり、主体と所有対象とは不可分な形で結びついている。それに対し、「所有」の次元で捉えられる遺伝子情報は、その遺伝子情報を解析結果として導き出した研究者が所属する企業や公的研究機関のものであると考えることができる。つまり、遺伝子情報を所有する主体は、その遺伝子情報を特許へつなげたいと考えているのであり、主体と所有対象とは全く切り離して捉えることができる。

ここまでの議論を踏まえると、「固有」次元での所有は、所有する主体と所有対象とが不可分な形で結びついており、「所有」次元での所有は、所有する主体と所有対象とを切り離して考えることができるものである。次節ではこの「固有」と「所有」に関する議論を踏まえつつ、利益配分

に関する倫理的根拠について考察してみたい。

V. 遺伝子情報特許における利益配分の倫理

本稿のテーマは遺伝子情報特許における利益配分の倫理であるが、そこで問われている「利益」とは誰にとってのいかなる利益であるのだろうか²³。実際はかなり複雑な状況が想定されるが、本節では利益に関する最も根本的な競合関係について考察するため、「企業にとっての経済的利益」と「医療受益者にとっての医療的利益」を競合する利益として設定することにした。

『広辞苑』によれば、「企業」とは「生産・営利の目的で、生産要素を統合し、継続的に事業を営営すること。また、その経営の主体」とされる²⁴。遺伝子情報に関連する特許を企業が取得することは、権利の独占的使用にもとづいた製品の開発・販売による収入や権利貸与によるライセンス料金を得るためであり、営利目的の活動であると考えられることができる。つまり、企業活動は第一義には営利を目的とした経済活動なのであり、その意味で企業にとっての「利益」を「経済的利益」と設定することにはそれほど問題が無いと思われる。

それに対し、「医療受益者にとっての医療的利益」という表現はあまりにも漠然としており、また、現実には多様な事例が想定されるため、本節ではきわめて限定した形での議論を行わざるを得ない。そこで本節では事例研究という方法を用いることにより、限定した形での競合する利益について考えてみたい。取り上げるのは、喘息を引き起こす遺伝子を発見するために、カナダのトロント大学が南大西洋のトリスタン・デ・クンハ島の住民から血液を採取した事例である。

フリージャーナリストの天笠啓祐氏はトロント大学の事例について次のように述べている。

「カナダの病院では、南大西洋に浮かぶ孤島トリスタン・デ・クンハ島の住民から血液を採取しました。この島の人たちの大半が喘息

を患っていることから、その遺伝子を見つけ出すためでした。アメリカの企業がこの血液を分析して遺伝子を見つけ出し、特許申請し、喘息の治療薬を開発しています。しかし、血液を提供した島の住民にはなんの見返りも恩恵もありません。」²⁵

この事例での「企業」は、喘息に関連する遺伝子の特許申請した米国企業であり、その「経済的利益」とは、喘息に関連する遺伝子情報をもとにした治療薬を独占的に開発し販売することで得られる収入である。

それに対し、この事例での「医療受益者」については二通りのグループを想定することができる。一つのグループは血液を提供した島民のうち、喘息を患っている人々（以下、「A群患者」と略す。）である。もう一つのグループは血液を提供していないものの、喘息の治療薬によって症状を軽減することのできる世界中の喘息患者（以下、B群患者）である。

まず、米国企業の経済的利益とA群患者の医療的利益の調停について考察してみよう。上述したように、企業活動は第一義には営利を目的とした経済活動であるため、喘息に関連する遺伝子情報について特許申請し、治療薬の開発を試みるのは妥当な行為である。その治療薬を販売することによって利益を上げ、そこでの利益をさらなる研究開発へ投資することを考えると、この活動自体を批判することはきわめて困難である。ただし、企業活動が営利を第一義とした活動であるにしても、企業の社会的責任について問われている現実があるように、営利目的の活動に対しては何らかの形で一定の制約条件が課せられるのが一般的である。

それに対し、A群患者の医療的利益とは、開発された治療薬へアクセスできる事であると考えることができる。A群患者の医療的利益を、治療薬開発者である米国企業の経済的利益を制限するための制約条件と見なす場合、その根拠は患者が自身の血液を提供したという事実に見出すことができる。前節で議論したように、所有には「固有」と「所有」の次元があり、本事例での血液提供は「固有」次元の所有に関わっている。

企業の「所有」である治療薬はA群患者の「固有」性を前提として成立したものであり、その点からA群患者が治療薬にアクセスできるよう企業が配慮することが一つの規範として要請されうると考えられる。

しかし、この「固有」性という特徴は、他の「固有」性との対比を通じてはじめて確認することができる。その意味で、ヒトゲノムという人類共通の地平において位置づけることのできる「固有」性であるともいえる。つまり、「固有」性は「共通」性と不可分な関係にあり、その点からの規範を考えることができるのではないか。実は、この点がB群患者の医療的利益について考える際に有益であると考えられるのである。

B群患者もA群患者と同様に、その医療的利益は開発された治療薬へアクセスできる事であると考えることができる。B群患者は治療薬の開発に直接貢献していないが、企業の経済的利益に対する制約条件として捉えることは可能であろうか。先ほど指摘したように、「固有」性は「共通」性と不可分な関係にある。企業の治療薬開発にはA群患者の「固有」性が不可欠であったが、そのA群患者の「固有」性はヒトにおける「共通」性を前提としている。その論理にしたがうと、治療薬開発に伴う経済的利益の制約条件の根拠として「共通」性が成り立つことになり、B群患者の医療的利益も企業の経済的利益の制約条件となりうるのである。

この指摘は「ヒト遺伝データに関する国際宣言」における第19条「利益の共有」と重なる点であり、遺伝子情報特許の利益配分に関する規範的提言を行うにあたり、不可欠な視点であると考えられる。

以上をまとめると、「企業にとっての経済的利益」と「医療受益者にとっての医療的利益」を競合する利益として設定した場合、遺伝子情報特許から生じる利益とその取得根拠について以下の三つの立場を考えることができる。

①企業の経済的利益。

(労働所有論にもとづく利益の取得)

②遺伝子情報を析出するための試料を提供した患者の医療的利益。

(試料提供行為にもとづく利益の取得)

③企業が開発した治療薬によって症状を軽減できる患者の医療的利益。

(ヒトゲノム情報の共通性にもとづく利益の取得)

VI. おわりに

本稿の目的は、所有論の観点から遺伝子情報の二つの所有形態について考察し、さらに所有主体の利益という観点から、遺伝子情報に関わる利益配分の根拠について考察することであった。

IIでは日本の特許法制度と遺伝子情報特許の現状を概観した。日本における特許権とは、権利者が独占的に（すなわち排他的に）実施できる権利とされている。遺伝子情報に関する特許出願の現在の主な形態は、DNA塩基配列の解析装置や、遺伝子の機能情報にもとづく診断方法や組成物など、ビジネスとして成立しうるような形態での出願となっていることを確認した。

IIIでは「情報」概念の検討を行い、遺伝子情報が「情報」概念においてどのように位置づけられるかについて考察した。吉田民人の「情報」概念を概観した上で、遺伝子情報がそれらの諸概念の中でどのように位置づけられるのかについて確認した。その際、「広義の情報」概念と「狭義の情報」概念の相違が重要である事について論じた。

IVでは近代を淵源とする私的所有の原理についての分析を通して、所有の観念に関する考察を行った。鷺田清一による労働所有論とプロプリエテの語義分析を参照し、所有の観念における「固有」と「所有」の側面について確認した。さらに、遺伝子情報に関する二つの所有観について考察した。「固有」次元での所有は、所有する主体と所有対象とが不可分な形で結びついており、「所有」次元での所有は、所有する主体と所有対象とを切り離して考えることができるものであることを確認した。

最後にVでは、カナダのトロント大学が南大西洋のトリスタン・デ・クンハ島の住民から血液を採取し、米国企業が特許申請し治療薬を開発している事例について分析を行った。その結果、「企業にとっての経済的

利益」と「医療受益者にとっての医療的利益」を競合する利益として設定した場合、遺伝子情報特許から生じる利益とその取得根拠について三つの立場を考えることができた。

今後の課題として、遺伝子情報特許の利益配分に関する検討事例を増やし、様々な条件下における利益取得の構造を明確にすることに取り組みたいと考えている。そして、それらの事例分析結果をもとに、抽象的次元において明らかとなった利益の共有という規範性を、政策的提言に結び付ける試みを行いたいと考えている。

注

1 赤林朗編(2005)、「第 12 章 新遺伝学」『入門・医療倫理 I』、勁草書房、pp.217-234。

2 宣言の英語原文は以下の URL ページを参照。

http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=17720&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

また、邦訳は以下の URL ページを参照。

<http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/~kotaisa/topics/topics05.pdf>

3 青山紘一(2003)、『特許法 [改訂第 4 版]』、法学書院、p.1。

4 小池晃(2002)、『知的財産戦略大綱と知的財産基本法』、日本法令、pp.105-106。また、首相官邸ホームページの「知的財産戦略会議」で閲覧できる。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/hourei/021204kihon.html> (2010年3月7日閲覧)

5 特許法の条文については、総務省行政管理局が運営している「法令データ提供システム」のページで検索し、閲覧することができる。

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> (2010年3月7日閲覧)。以下、特許法条文は左記 URL に掲載されている条文を引用し、「特許法」と略す。

6 青山紘一(2003)、前掲書、pp.7-8。

7 特許法。

8 中川淳司・佐野稔(1997)、『先端技術と知的財産権』、日科技連出版社、p.4。

9 相田義明・平嶋竜太・隅藏康一(2001)、『先端科学技術と知的財産権』、社団法人発明協会、pp.48-55。

10 特許電子図書館サイトの URL :

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

11 吉田民人(1990)、『自己組織性の情報科学』、新曜社、p.3。

12 同上、p.95。本書は、1990年(第I部論文)と1967年(第II部論文)に発表された吉田の論文を収録したものである。ここでの引用のみ第II部論文からの引用であり、それ以外の引用はすべて第I部論文からの引用である。

13 同上。

14 同上。

15 同上。

16 同上、p.4。

17 同上。

18 同上。

19 立岩真也(1997)、『私的所有論』、勁草書房、p.29。もちろん、ここで指摘する三つの特徴に反する規範と現実が数多く存在している事を立岩は認めている。しかし、そのような規範や現実があるからといって、私的所有が主要な問題であることに変わりないと立岩は主張する。

20 大庭健・鷺田清一編(2000)、『所有のエチカ』、ナカニシヤ書房、pp.26-27。

21 「」なしの所有は所有すること一般を指す用語として用いる。それに対し、「所有」は他者への譲渡や他者との交換が可能なものを持つことを指す用語として用いる。

22 大庭健・鷺田清一編(2000)、前掲書、p.84。

23 本論では検討しなかったが、「利益」という事柄について「benefit」と「interest」の区別も重要であると考えられる。

24 日本の会社法では、「会社(外国会社を含む。次条第一項、第八条及び第九条において同じ。)がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。」(第一編 総則、第一章 通則、第五条)と規定されているが、法律上の定義を突き詰めていくと「商行為」とは何かなど、法学的議論について検討せざるを得なくなることで紙幅上の問題が発生してしまうため、本稿では『広辞苑』における「企業」の定義にもとづいて議論を行った。

25 天笠啓祐編(2003)、『生命特許は許されるか』、緑風出版、pp.167-168。

参考文献

相田義明・平嶋竜太・隅藏康一(2001)、『先端科学技術と知的財産権』、

社団法人発明協会。

青山紘一(2003)、『特許法 [改訂第4版]』、法学書院。

赤林朗編(2005)、『入門・医療倫理 I』、勁草書房。

天笠啓祐編(2003)、『生命特許は許されるか』、緑風出版。

大庭健・鷺田清一編(2000)、『所有のエチカ』、ナカニシヤ書房。

小池晃(2002)、『知的財産戦略大綱と知的財産基本法』、日本法令。

立岩真也(1997)、『私的所有論』、勁草書房。

中川淳司・佐野稔(1997)、『先端技術と知的財産権』、日科技連出版社。

名和小太郎(2002)、『ゲノム情報はだれのものか』、岩波書店。

日本感性工学会 IP 研究会編(2001)、『遺伝子ビジネスとゲノム特許』、財団法人経済産業調査会出版部。

吉田民人(1990)、『自己組織性の情報科学』、新曜社。